

意見提出手続結果報告書

次のとともに生きる佐伯市手話言語条例（案）に対する意見提出手続の実施結果は、以下のとおりでしたので、お知らせします。

1 とともに生きる佐伯市手話言語条例（案）

2 意見募集期間

令和2年12月24日（木曜日）から令和3年1月25日（月曜日）まで

3 意見提出件数 3件

4 提出された意見の要旨とこれに対する実施機関の考え方

(1) 意見1

地域の社協や学校からの依頼で児童・生徒と聴覚障害者との手話体験などの授業を通して交流がある。暮らしの中で困りごと子どもたちは熱心に聞いてくれる。学校での福祉教育の中で手話学習をしてほしい。中でも、聴覚障害児・者のいる学校では教諭、教職員、クラスの仲間たちも「聴覚障害とは何か？」を学習し、気負わず、自然に身につけて交流してほしい。

【実施機関の考え方】

本条例（案）第6条において、手話への理解の促進、手話の普及に関する施策を推進していくことを明記しています。今後、具体的な施策を検討する中で、御意見にある事業に関しても学校教育部局との連携を取りながら推進していきたいと考えています。

(2) 意見2

第6期障がい福祉計画（素案）の中で、手話言語に関する推進策として、手話通訳者や要約筆記者の派遣や養成が記載されており、直接的な支援策と環境整備として重要な点であります。これに加えて、手話言語に対する理解・周知という点で、長期的に見れば、児童・生徒の頃から何度も「知る」ことや「接する」機会があれば、「わからない世界ではない」という意識がつくられ、ノーマライゼーションの理念も広がっていくのではないかと思います。その観点から、福祉教育の部分からのアプローチ策をもう少し考えていく必要があると思います。

【実施機関の考え方】

本条例（案）第4条において必要な施策の推進は市の責務とされており、今後は学校教育部局や佐伯聴覚障害者協会、聴覚障がいのある方との連携を重視しつつ、効果的な施策の実現に努めていきたいと考えます。

(3) 意見3

①手話は何故必須科目にならぬのか。疎通を図る最短手段である。

②手話はキャッチボールでなければ意味がない。

例えば、デイサービスセンターや高齢者教室等で取り入れると、皆楽しくレクリエーションや脳トレに参加出来ると思われる。

【実施機関の考え方】

手話は聴覚障がいのある方にとって大切なコミュニケーションの手段です。ただし、広く理解、普及、活用されているとは言えない状況です。本条例はそれらの状況を明確にした上で、施策を推進していくことで、手話を使って安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

5 意見に基づいて修正した内容等

なし

6 問い合わせ先

佐伯市役所 福祉保健部 障がい福祉課 障がい福祉係（本庁舎 2階）

直通電話 22-4514 FAX 23-6002

Eメール: syougai@city.saiki.lg.jp